

## 議案第143号

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「次号」を「第4号」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に該当する者であつて、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となつた日以後に退職した者（前2号に規定する退職に係る退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者及び市規則で定める者を除く。）

第5条中「第3条の2各号及び」を「第3条の2第2号及び第4号並びに」に改める。

第5条の2第1項第1号中「62,500円」を「78,750円」に、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改める。

第13条第4項中「昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第20条中「高等学校・特別支援学校等教育職給料表」を「高等学校等教育職給料表」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にされた支払差止処分（同項に規定する支払差止処分をいう。

以下同じ。)の取消しの申立てについて適用し、この条例の施行の日前にされた支払差止処分の取消しの申立てについては、なお従前の例による。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

定年退職等の場合の退職手当の基本額に係る支給率の適用を受ける職員の範囲を改め、退職手当の調整月額を改定するとともに、退職手当の支払差止処分の取消しの申立てに係る手続を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 職員の退職手当に関する条例 (抄)

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1) 省 略

(2) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員 (次号 に該当する者及び市規則で 第4号

定める者を除く。) で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢 (その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢) が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの

(3) 前2号に該当する者であつて、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となつた日以後に退職した者 (前2号に規定する退職に係る退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者及び市規則で定める者を除く。)

(3) 省 略

(4)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条の2 各号及び 第4条各号に該当する者 (市規則で定める職員を除く 第2号及び第4号並びに

く。) のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢 (その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢) が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条の2、第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|   |   |
|---|---|
| 省 | 略 |
|---|---|

(退職手当の調整額)

第5条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第4条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。) に属する日のあるすべての月から除算月を除いた期間 (以下「対象期間」という。) のうち、当該対象期間に係る最後の月以前の直近60箇

月の期間（対象期間が60箇月に満たない場合は、当該対象期間）の各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

(1) 第1号区分  $\frac{62,500\text{円}}{78,750\text{円}}$

(2) 第2号区分  $\frac{50,000\text{円}}{65,000\text{円}}$

(3) 第3号区分  $\frac{45,850\text{円}}{59,550\text{円}}$

(4) 第4号区分  $\frac{41,700\text{円}}{54,150\text{円}}$

(5) 第5号区分  $\frac{33,350\text{円}}{43,350\text{円}}$

(6) 第6号区分  $\frac{25,000\text{円}}{32,500\text{円}}$

(7) 第7号区分  $\frac{20,850\text{円}}{27,100\text{円}}$

(8) 第8号区分  $\frac{16,700\text{円}}{21,700\text{円}}$

(9) 省 略

2 - 7 省 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 省 略

2 - 3 省 略

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条平成26年法律第68号 第18条第1項本文

に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 - 10 省 略

(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当)

第20条 職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける者に対する退職手当は、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員に対する退職手当の規定の例に準じ、教育委員会が市長と協議して別に教育委員会規則で定める。